

光 総 第 8 5 号

令和 6 年 6 月 2 1 日

光市監査委員 松本 利幸 様

光市監査委員 田中 陽三 様

光市長 市 川



令和 5 年度定期監査の結果に基づく是正、改善等の措置について

令和 6 年 5 月 2 9 日付け光監委第 8 号で報告のありました標記の件について、
別紙のとおり通知します。



令和5年度定期監査に基づく是正、改善等の措置について

令和6年度から次の改善等を実施します。

1 光市病院局

(1) 共通事項

ア 行政不服審査法に基づく教示について

行政財産の使用許可は「行政処分」であるため、行政不服審査法第8条第1項により、当該処分について不服申立てができること並びに不服申し立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を書面で教示しなければならないことになっている。

しかしながら、光市病院局及び光市水道局とも、書類を確認した全てにおいて使用許可決定通知書にこの教示がなかったため、適正な取り扱いに留意されたい。

交付する使用許可決定通知書に、行政不服審査法に基づき不服申し立てができること並びに不服申し立てすべき行政庁及びその期間について明示するよう改めます。

(2) 光総合病院関係分

ア 使用料の額について

(ア) 減免の取り扱いについて

金融機関の現金自動受払機を設置するものについて、光市病院等事業の行政財産の目的外使用に係る使用料規程（以下「使用料規程」という。）で使用料の額が定められているが、起案文書にその使用料を免除する理由が記載されていないにも関わらず、処理案が決裁されていた。

起案者の上司又は決裁者は、処理案の可否を判断するための事項に不備がある場合には、必要に応じて起案者に補正させるなど、適正な取り扱いに留意されたい。

起案文書に使用料の免除理由が記載されていなかった点について、起案者の上司又は決裁者は、起案文書に不備がある場合には、起案者に指導し適切に処理します。

イ 収入の手続きについて

(ア) 調定について

提出資料の調定書や収入伝票の日付から、実際に現金（預金）を収納した段階で、収入伝票の起票に合わせて調定書を起票しているもの、また、調定より前に納入通知書を発行しているものが見受けられた。

「地方財務実務提要」（株式会社ぎょうせい）によると、調定とは「地方自治法第231条に基づき歳入の内容を調査し収入金額を決定する行為」とされており、収入事務の起点である。

また、光市病院局会計規程（以下「会計規程」という。）第14条の「収入の調定」から第16条「納入通知書の送付」までの規定により、基本的な収入事務の処理手順は、「調定（及び振替伝票の発行）」、「納入通知書又は請求書の送付」、「収納」という流れになることが分かる。

したがって、事前に収入の原因や収入額が把握できるものについて、実際に現金（預金）を収納したと同時に調定したり、調定より前に納入通知書を送付したりすることは、会計規程で定める流れと異なっていると言える。

調定の意味や会計規程を再度確認するとともに、適切な事務処理に留意されたい。

調定の意味や会計規程を再確認し、会計規程による収入事務の処理手順に基づき、適切な事務処理を行うよう改めます。

(イ) 使用料に係る消費税の課税区分について

電柱及び電話柱の設置など、土地の使用を許可しているものについて、その使用料収入を消費税の課税対象として取り扱っていた。

消費税法第6条及び同法別表第2並びに消費税法施行令第8条により、期間が1か月に満たない場合などを除き非課税に区分されるので、適切な事務処理に留意されたい。

消費税法及び消費税法施行令に基づき、土地の使用料収入を非課税とするよう改めます。

(3) 大和総合病院関係分

ア 許可の手続きについて

(ア) 使用許可決定通知書の記載事項について

使用許可決定通知書には、許可の「理由」や「使用開始日」の項目があるものの、「理由」には「－」のみが記載され、「使用開始日」には使用期間が記載されていた。

「理由」の項目は、使用料規程第2条に基づき適切に記載されたい。

また、この様式は使用料規程で定めているものであることから、記載内容を任意に変更し、又は省略することのないよう留意されたい。

使用許可決定通知書は、使用料規程で定める様式で作成し、記載内容の変更や省略等が無いように改めます。

(イ) 許可条件書の記載内容及び許可条件の履行について

食堂、厨房及び売店の使用許可について、使用許可決定通知書は光市病院事業管理者により発出されているが、使用許可条件書では大和総合病院が許可する表現になっている。

許可権者は光市病院事業管理者であることから、適切な記載内容にされるよう留意されたい。

また、使用許可条件書に記載された事項の一部が履行されていないものがあつた。

許可の条件は相手方に課された義務であるため、確実に履行するよう指導されたい。

使用許可条件書の許可権者を病院事業管理者に改めるとともに、相手方に許可条件の履行を徹底するよう指導します。

イ 使用料の額について

(ア) 使用料の算定について

電柱の設置に係る土地の使用許可について、使用料規程に基づかない方法で使用料を算定していたものや、支線が使用料の対象外である理由の記載や根拠資料の添付もなく決裁されていたものが見受けられたので、毎年更新されるものであっても、その都度適切な事務処理に留意されたい。

使用料規程に基づいた方法で金額を算定したうえで、決裁書には、支線が使用料の対象外である旨の根拠資料を添付するよう改めます。

ウ 収入の手続きについて

(ア) 調定について

提出資料の調定書や収入伝票の日付から、実際に現金（預金）を収納した段階で、収入伝票の起票に合わせて調定書を起票しているもの、また、調定より前に納入通知書を発行しているものが見受けられた。

「地方財務実務提要」（株式会社ぎょうせい）によると、調定とは「地方自治法第231条に基づき歳入の内容を調査し収入金額を決定する行為」とされており、収入事務の起点である。

また、会計規程第14条の「収入の調定」から第16条「納入通知書の送付」までの規定により、基本的な収入事務の処理手順は、「調定（及び振替伝票の発行）」、「納入通知書又は請求書の送付」、「収納」という流れになることが分かる。

したがって、事前に収入の原因や収入額が把握できるものについて、実際に現金（預金）を収納したと同時に調定したり、調定より前に納入通知書を送付したりすることは、会計規程で定める流れと異なっていると言える。

調定の意味や会計規程を再度確認するとともに、適切な事務処理に留意されたい。

調定の意味や会計規程を再確認し、会計規程による収入事務の処理手順に基づき、適切な事務処理を行うよう改めます。

(イ) 納期限の設定について

使用料規程第6条において、使用料は管理者が指定する期日までに納入しなければならないことになっているが、この期日が指定されていない。確実な収入確保のため、適切な事務処理に留意されたい。

使用許可決定通知書に納期限を記載するよう改めます。

(ウ) 使用料に係る消費税の課税区分について

電柱及び電話柱の設置など、土地の使用を許可しているものについて、その使用料収入を消費税の課税対象として取り扱っていた。

消費税法第6条及び同法別表第2並びに消費税法施行令第8条により、期間が1か月に満たない場合などを除き非課税に区分されるので、適切な事務処理に留意されたい。

消費税法及び消費税法施行令に基づき、土地の使用料収入を非課税とするよう改めます。

(エ) 振替伝票の起票について

会計規程第14条第2項により、調定後に振替伝票を発行しなければならないとされているが、実際には発行されていないものが見受けられた。使用料規程による使用料は、同項ただし書きの規定による省略できる場合に該当しないので、会計規程に沿った適切な事務処理に留意されたい。

会計規程に基づき、適切に振替伝票を発行するよう改めます。

エ 行政財産を使用させる根拠について

(ア) 法や規程上の根拠について

入院患者への理・美容サービスを行うために面談室を使用するものについて、地方公営企業法第33条第3項による使用料規程を根拠にその使用料を定めていることから、地方自治法第238条の4第7項による行政財産の目的外使用許可、すなわち「行政処分」として取り

扱っていることになるが、相手方からの申請書の提出や、病院事業管理者名での許可書の発行もなく、使用料規程で定める手続きが行われていない。

また、起案文書において「施設使用契約」と表記しているほか、「市有財産の施設使用契約書」と称する文書を作成するなど、地方自治法第238条の4第2項第4号による「貸し付け」とも解釈しうる事務手続きを行っている。

さらに、食堂、厨房及び売店を使用させるものについて、申請書の提出などの手続きは使用料規程に沿った行政処分取り扱いであるが、使用許可条件書に「契約解除」などの記載が見受けられ、法や規程の根拠に一貫性がない。

地方自治法におけるそれぞれの主旨や取り扱いの違いを踏まえ、実態に即した適切な事務処理に留意されたい。

使用料規程に基づく手続きを再確認したうえで、相手方から申請書を再徴取した後に、使用許可決定通知書を発行しました。また、起案文書や使用許可条件書における「契約」と解釈しうる文言を削除し再発行しました。

2. 光市水道局

(1) 共通事項

ア 行政不服審査法に基づく教示について

行政財産の使用許可は「行政処分」であるため、行政不服審査法第82条第1項により、当該処分について不服申立てができること並びに不服申し立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を書面で教示しなければならないことになっている。

しかしながら、光市病院局及び光市水道局とも、書類を確認した全てにおいて使用許可決定通知書にこの教示がなかったため、適正な取り扱いに留意されたい。

使用許可決定通知書に教示をするように改めました。